

# 「大型展示会等活用事業（FOODEX JAPAN 2020）」企画プロポーザル実施要領

## 1 事業目的

震災により失われた販路の回復や開拓を目的に、訴求力の高い業界屈指の大型食品展示会を活用し、県産品の風評払拭を図る。

## 2 展示会概要

- (1) 名 称：FOODEX JAPAN 2020
- (2) 開催日程：令和2年3月10日（火）～3月13日（金）4日間  
10：00～17：00（最終日のみ16：30まで）
- (3) 会 場：幕張メッセ全館（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）
- (4) 主 催：一般社団法人日本能率協会
- (5) 出展方法：福島県ブースとして一体的な装飾等を行い出展する。
- (6) 出展事業者の選定：出展事業者数は20者程度とし、原則、福島県及び福島県貿易促進協議会が募集の上、選定する。
- (7) 出展に係る経費：主催者への出展関連費用の支払い及び出展事業者からの出展料の徴収は、協議会が行う。

## 3 事業内容

- (1) 対象事業  
大型展示会等活用事業（FOODEX JAPAN 2020）
- (2) 委託業務期間  
委託契約締結の日から令和2年3月19日（木）までの期間
- (3) 委託業務内容  
別紙「大型展示会等活用事業（FOODEX JAPAN 2020）委託に関する業務仕様書」のとおり
- (4) 委託費の上限  
13,150千円（消費税及び地方消費税込み）

## 4 主なスケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和元年 9月17日（火）
質問受付	令和元年 9月17日（火）～9月25日（水）15時まで
質問回答	令和元年 9月27日（金）
プロポーザル参加表明期限	令和元年10月 4日（金）16時まで
企画提案書提出期限	令和元年10月11日（金）16時まで
審査	令和元年10月17日（木）
審査結果通知	令和元年10月18日（金）
契約締結	令和元年10月21日（月）以降（予定）

## 5 質問等の受付

### (1) 受付期間

令和元年9月17日(火)から令和元年9月25日(水) 15時まで(必着)

### (2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、福島県貿易促進協議会宛に電子メール又はFAXにより提出して下さい。

なお、件名は『大型展示会等活用事業(FOODEX JAPAN 2020)に関する質問』とし、電子メール、FAXとも、事前に送付する旨を電話にてお知らせください。なお、電話による質問は受け付けません。

### (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県貿易促進協議会及び県産品振興戦略課のホームページに掲載します。(個別の回答は行いません。)

なお、質問に対する回答は、令和元年9月27日(金)までに行います。

## 6 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、『大型展示会等活用事業(FOODEX JAPAN 2020)』企画プロポーザル参加表明書(第2号様式)を次の期限までに「10 問合せ先及び提出先」へ提出して下さい。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

### (1) 提出期限

令和元10月4日(金) 16時まで(必着)

### (2) 提出方法

持参又は郵送とします。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時までとします。

※郵送による提出の場合は、10月4日(金)必着で送付して下さい。到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

## 7 企画書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 参加表明書の提出」を行った上で、企画提案書等を次の期限までに「10 問合せ先及び提出先」へ提出して下さい。

### (1) 提出期限

令和元年10月11日(金) 16時まで(必着)

### (2) 提出方法

持参又は郵送とします。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時までとします。

※郵送による提出の場合は、10月11日(金)必着で送付して下さい。到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

### (3) 企画提案書等

ア 企画提案書及び工程表(様式任意。ただし、日本工業規格A4版で表紙を除き10ページ以内。)

イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とします。)

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

- エ 会社概要(第3号様式)
- オ 業務実施体制書(第4号様式)
- カ 担当者経歴書(第5号様式)
- キ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第6号様式)

(4) 提出部数

ア～カ 8部(正本1部、副本7部) /キ 1部(正本1部)

## 8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて参加表明申込書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ア 参加者は、応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

## 9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、協議会はこれを総合的に評価し、業務委託予定者(単独随意契約の予定者)を選定します。(審査基準は下記参照)

(2) 最終審査(プレゼンテーション)

ア 開催日時及び会場

日時：令和元年10月17日(木)

場所：福島県庁西庁舎10階 商工総務課分室 ※時間は後日、連絡します。

イ 所要時間

20分間の説明と10分間以内の質疑を実施します。

ウ 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力等			
	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	15点
	スケジュール	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
	業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は、情報発信等に関して特筆すべき業務成果はあるか。	10点
企画提案内容			
	実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。	5点
	企画提案 (企画性①)	・提案のあった企画内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	10点
	(企画性②)	・本事業を活用して福島県産品の情報発信が図れるか。	5点
	(企画性③)	・展示会への出展の意図を理解しているか。 ・コンセプトやアピールポイントは的確か。 ・活用可能なオリジナル企画を準備している等魅力ある提案になっているか。	20点
	(企画性④)	・制作物、効果測定、分析手法は適切か。	10点
	企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	10点
	業務経費	・業務経費は適正であるか。	5点
合計			100点

## エ 評価方法

- ・審査項目毎に評価点を付します。
- ・評価基準は以下のとおりとします。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

## オ 業務委託予定者の選定

- ・各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに受験者を順位付けし、その平均順位の最も高いプロポーザル参加者を決定します。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とします。

### (3) 通知等

- ア 審査の結果は、審査出席者全員に通知します。
- イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面（任意様式）により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

### (4) 契約の締結等

#### ア 仕様書の協議等

業務委託予定者と協議会が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

#### イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

#### ウ その他

業務委託予定者と協議会との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

## 10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

福島県観光交流局県産品振興戦略課内

福島県貿易促進協議会（担当：中井田）

電話：024-521-7326/7874 FAX：024-521-7888

E-mail：trade@pref.fukushima.lg.jp